



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】 10月からの法改正（前編）

10月より契約社員やパートタイマーなどの非正規雇用労働者に対する改正がスタートします。通常の労働者との労働条件の待遇差について従前より細かい基準が設定されます。改正の内容について2回にわたって採りあげます。今月号は前編（同一労働同一賃金ガイドラインの改正）です。

同一労働同一賃金ガイドラインの改正

「同一労働同一賃金ガイドライン」とは、同一企業内で通常の労働者（正社員）と非正規雇用労働者（非正規社員）に待遇差を設ける場合に、待遇差について合理・不合理の判断基準を示したもの

従来の基本給や各種手当（役職手当、通勤手当等）に加えて下記項目が追加されました。また賞与や病気休職休暇、福利厚生施設（食堂・休憩室・更衣室の利用等）について記載が追加されました。

追加項目	主な追加・改正内容（要約）
賞 与 退職金	労務の対価の後払い、功労報償等の性質・目的が含まれる場合には、非正規社員に対し、正社員との間の職務の内容等の相違に応じた均衡のとれた支給が必要
無事故手当	正社員と同じ業務をしている非正規社員には支給が必要
家族手当	労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる非正規社員には支給が必要
住宅手当	転居を伴う配置の変更によって支給する場合、非正規社員にも支給が必要
夏季冬季休暇	非正規社員にも、正社員と同一の夏季冬季休暇の付与が必要
褒 賞	永年勤続表彰について、正社員と同一期間勤続した場合には褒賞が必要
病気休職休暇	労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれる非正規社員には休職・休暇の付与と正社員と同様の給与保障が必要



ここがポイント

● 「正社員人材確保論」の見直し

今回の改正前までに正規と非正規の待遇差を説明するときに、よく援用されたのが「**正社員人材確保論**」です。

正社員としての仕事に従事してもらうための人材を確保する目的で非正規社員と待遇差を設定しているとする主張です。

今回の改正で、**正社員人材確保論の目的だけでもってただちに正規と非正規の待遇差が不合理ではないと認めるわけではない旨が追記されました。**

労務Room Q & A

Q

正社員の労働条件を下げることによって非正規社員との待遇差を解消する方法は認められていますか？

A

今回のガイドラインの改正によって、**正社員の労働条件を切り下げることなく、非正規社員の労働条件の改善を図ることが、パートタイム・有期雇用労働法の目的に照らして求められる旨も明記されました。**

豪雨の夏休み

8月に千葉県を襲った集中豪雨。私の住む地域もレベル5の大雨特別警報に見舞われました。正直なところ当日の夕方まではそれほど切迫感はなく、雨は降っていたものの警報が出るほどになるとは想像できませんでした。

あの日の夜は、雨の爆音とお腹をえぐられるような雷鳴でほぼ一睡もできませんでした。翌日、ウソのように晴れた早朝、外にでると街は一夜にして一変していました。幹線道路の真ん中や田畑に放置された自動車。住宅地なのに道をふさぐ土砂崩れ。近所を巡回するバスも陥没した道路の影響で一週間ほど運休になりました。

無傷のお宅がある一方、その隣の家が浸水被害で家財道具を廃棄していたりもして、何が明暗を分けたのか対処・対応の仕様がありません。

お盆期間中で帰省をしていた人も多かったはずで、無念の夏休みになってしまいました。千葉県の災害といえば令和元年の台風15号が思い起されますが、勝るとも劣らない爪痕を残しています。

それでもお盆明けには鉄道が走りはじめ、近所の道路陥没も埋立工事が完了しました。物心の復旧は緒に就いたばかりですが、房総人の底力に期待したくなる残暑です。



【魚くん探知記】 今月の一尾

鬼糸巻鰐 : オニイトマキエイ

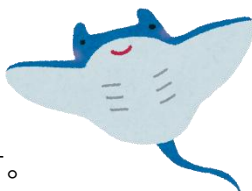
字面だけ見ればピンと来ないとおもいますが、日本では「マンタ」の呼び名でよく知られています。

ヒレを大きく広げた姿がマントのように見えるから名がついたと云います。

熱帯域の大海原を優雅に漂い、主食のプランクトンを大きな口を開けて吸い込む姿は雄大そのものです。

性格がおとなしく、好奇心も旺盛なため、ダイビングの愛好家にも人気絶大。

しかし生息数の確認が少なく、環境省のレッドリストにも登録されています。その生態の把握が待った（マンタ）なしの魚です。



【一劇必撮】 今月の一枚



旧神谷傳兵衛稲毛別荘

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile
website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所